

たつの市定例記者会見資料	
発表年月日	令和3年7月5日(月)
担当課	健康福祉部地域福祉課
電話	0791-64-3204

報道機関各位

新型コロナウイルス感染症対策 介護・障害福祉事業従事者に慰労金2万円を支給

コロナ禍において、強い使命感を持ち業務を継続する市内の介護・障害福祉事業所に勤務する従事者を支援するため、慰労金を支給します。

記

1 事業内容

(1) 支給対象者

令和3年4月1日から6月30日までの間に、本市に所在する介護・障害福祉事業所で10日以上業務に従事していた方で、7月1日の時点で同じ事業所で従事している方。

(2) 支給額

介護・障害福祉事業従事者 1人当たり2万円

(3) 支給回数

1人につき1回

2 支給手続き

介護・障害福祉事業者は、市に支給申請書兼請求書、対象者名簿及び委任状を提出する。

市は、介護・障害福祉事業者ごとにまとめて慰労金を支払い、事業者から支給対象者に支給する。

3 対象事業所数

介護事業所 160事業所

障害福祉事業所 52事業所